

YAMANASHI ワーキングスタイルアワード実施要綱

(目的)

第1条 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」に積極的に取り組み、働きやすい職場環境づくりや育児・介護等に関する支援、多様な人材の活用などを積極的に進めている企業等を表彰し、その優れた取り組み事例を広く県民に周知することによって、「働き方改革」の取り組みの普及啓発や意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業等とは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、山梨県内に本社を有する企業等とする。

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 優秀賞 数社
- 奨励賞 数社

(選考の基準)

第5条 選考基準は次の項目のとおりとする。

I 基本項目

- (1) 働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいるか
- (2) 出産・育児・介護に関する支援に積極的に取り組んでいるか
- (3) 多様な人材の活用に積極的に取り組んでいるか

II 加点項目

- (1) 他の参考となる特筆すべき取り組みや成果があるか
- (2) 働き方改革に関する県及び国の認定・宣言等に取り組んでいるか

(応募要件)

第6条 応募の対象は、次の要件を満たす企業等とする。

- 一 自己点検票(様式2)に掲げる項目(1~27)のうち、該当する項目が3割(9項目)以上であり、かつ企業等の規模に応じて必須となっている次の項目の全てを実施していること。

- ① 項目1 年次有給休暇等の取得を促進している。
(企業等の規模にかかわらず必須(労働基準法第39条関係))
 - ② 項目2 所定外労働の縮減に取り組んでいる。
(時間外労働の上限規制は必須(自動者運転業務、建設業務、医師等は除く。)労働基準法第36条関係)
 - ③ 項目5 ハラスメント防止対策を行っている。
(大企業は必須(労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3関係))
 - ④ 項目9 法令を遵守した就業規則及び規定を整備している。
(企業等の規模にかかわらず必須(YAMANASHIワーキングスタイルアワードの応募要件としては、常時使用する労働者が10人未満の事業所についても必須とする。))
 - ⑤ 項目10 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、届出をしている。
(法人全体で常時雇用する労働者が101人以上の企業等は必須(次世代育成支援対策推進法第12条関係))
 - ⑥ 項目19 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、届出をしている。
(法人全体で常時雇用する労働者が301人以上の企業等は必須(女性活躍推進法第8条関係))
 - ⑦ 項目21 高年齢者の雇用継続措置がある。
(企業等の規模にかかわらず必須(高年齢者雇用安定法第8条、第9条関係))
 - ⑧ 項目24 障害者を法定雇用数以上雇用している。
(法人全体で常時雇用する労働者が43.5人以上の企業等は必須(障害者雇用促進法第43条第1項関係))
- 二 過去3年間に、労働関係法令等に関し、重大な違反がないこと、その他社会通念上受賞するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- 三 過去に、YAMANASHIワーキングスタイルアワードの優秀賞を受賞していないこと。

(応募等)

第7条 応募については、自薦又は他薦とする。

- 2 自薦により応募する場合は、申請書(様式1)に自己点検票(様式2)、法令遵守状況等に関する状況確認承諾書(様式3)及び参考資料を添付して知事に提出するものとする。
- 3 他薦(団体等からの推薦)による場合は、前項に規定する申請書(様式1)に代えて推薦書(様式4)を提出する。
- 4 応募の単位は、原則、企業単位とするが、同一企業内に山梨県内に所在する複数の事業所がある場合には、労働の態様、事業種別、場所、建物、会計等から一定の独立性が認められるものは、事業所単位で応募することができる。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、YAMANASHIワーキングスタイルアワード選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考に基づき、知事が決定するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、産業労働部長が定める。

(表彰の取り消し)

第9条 知事は、被表彰者が応募にあたり虚偽の申告を行った場合、又は表彰の目的を損なう行為等により、被表彰者としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取り消しを行い、表彰状等の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。